仕　　様　　書

堺市上下水道局

１．件名

給排水設備工事管理システム用サーバー機

２．概要

本仕様書は、給排水設備工事管理システムで使用するハードウェア及びソフトウェア等の導入、それらの設定作業、環境構築作業及び保守作業等について記載する。

３．対象機器

（1）サーバー機（数量：１台）

既存のラックサーバー（サイズ６０×９０×１１０Ｈ（cm））に収納できること。

No.	項目	仕様
1	形態	ラックサーバーとすること。
2	ＣＰＵ	インテル Xeon E3-1240v2 3.40GHz 1P/4c プロセッサと同等以上の能力を有すること。
3	メモリ	メインメモリは、16GB 以上を搭載すること。
4	ハードディスク	・500GB 以上のハードディスクを３本搭載すること。 ・ハードディスク構成は、RAID5＋ホットスペアであること。
5	ＬＡＮインターフェイス	1000BASE-T イーサネットインタフェース
6	ＤＶＤ－ＲＷ装置	本体内蔵型とし、DVD 読込８倍速、CD 読込 24 倍速以上の機能を有していること。
7	その他インターフェイス	USB コネクタ×2 以上を有していること。
8	ＯＳ	Windows Server 2012 Standard　(2cal) 旧 GOLP(Government Open License Program)のランク C を適応して購入すること。
9	電源	冗長化電源であること。
10	無停電電源装置（ＵＰＳ）	・電源不通時に自動シャットダウンし、復電後に自動起動すること。 ・UPS 管理ソフトを含むこと。 ・最大出力容量：1200VA / 980W 以上を有していること。
11	保守	・５年間オンサイト保守（月曜日から金曜日まで（祝休日及び年末年始の市の休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間において発生した障害について、原則２時間以内に障害発生現場を訪れ、障害の原因の調査、修理等の対応を行うもの。ただし、やむを得ず２時間以内の対応が不可能な場合で、市が了承した場合についてはこの限りでないものとする。） ・保守期間は、検収日から５年間とする。 ・保守に係る費用は本契約に含むものとする。

備考：ディスプレイ、キーボードおよびマウスについては、既存サーバーの機器を再利用する。

（2）ＤＢソフトウェア購入（購入のみ、インストール作業は不要。）

No.	項目	仕様
1	ソフトウェア	マイクロソフト SQL　SrvStd　2012 JPN OLP NL BUS１ライセンス (32bit　メディアを含む)
2	ソフトウェア	マイクロソフト SQL　CAL　2012　JPN OLP NL DvcCAL　２１ライセンス

４．納期

平成２６年7月１０日までとする。

５．納入場所

堺市北区百舌鳥梅北町１丁３９番地２　上下水道局本庁舎４階　ＯA室

６．担当者

堺市上下水道局営業部　給排水設備課　装置工事係　　岡村　誠

電話番号　０７２－２５０－４７６１　　ＦAX番号　０７２－２５０－９１６４

７．機器等全般の仕様

（1）マルチベンダ接続を考慮し、既に導入している局業務系ネットワークで使用できる機器を導入すること。

（2）未使用品であること。

（3）本調達で導入する機器は以下の事項を考慮し、環境への負担の少ない製品とすること。

ア　使用時の消費電力量が少ないこと。

イ　一定時間使用しないと自動的に低電力モード等に移行する機能が充実していること。

ウ　使用後に部品の再利用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること。

エ　使用済み製品をリサイクルするよう努めていること。

オ　廃棄物の発生を抑制するよう努めていること。

（4）本仕様で定める機器等の設定、搬入、設置、動作確認及び保守等に必要な一切の経費は本契約に含むこと。

（5）納品した機器等の取扱説明書、保証書を添付すること。

（6）納品した物品の梱包材を適正に処分すること。

（7）本仕様書に明記されていない事項は、別途指示もしくは協議事項とする。

８．設定・構築・動作確認作業

（1）サーバー機

局業務系ネットワークへ接続するための設定、ＯＳ設定、ＵＰＳ管理ソフトのインストール、ＲＡＩＤ設定、を行うこと。

９．据え付け、稼動調整及び確認

（1）納入形態

納入場所への物品の搬入・設置および、設定・構築・動作確認作業については、局の指示に従い、受注者が行うこと。なお、これらに必要な経費は、本契約に含むこと。

（2）機器管理

納入機器には、局が指定する管理ラベルを貼付すること。また、設定内容に対応した納入機器一覧を提出すること。

（3）設定確認

必要な設定を行ったのち局業務系ネットワークと接続し、正常に通信ができることを確認すること。

（4）リカバリ

サーバー初期導入時の設定状態（アプリケーションソフト等が設定された状態）を再現するためのＤＶＤとリカバリ用説明書を各々１組納入すること。

１０．守秘

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。
また、本調達の受注に当り知り得た堺市に関する事実については、外部に漏らしてはならないものとする。

１１．その他

本契約の履行の際は別紙１「暴力団等の排除について」を順守すること。

別紙　１

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を委任又は請負先とすることの禁止

（１）受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第２条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を委任又は請負先並びに受注者及び委任又は請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「委任又は請負先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該委任又は請負先等との再契約等の解除を求めることができる。

２．委任又は請負先等との契約の締結について

受注者は、委任又は請負先等との再契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が５００万円未満の場合はこの限りでない。

（２）受注者は、契約金額（税込）が５００万円以上となる委任又は請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び委任又は請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、委任又は請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該委任又は請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者、委任又は請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。